平成２５年（フ）第２１０号
大阪府泉大津市板原町３丁目４番41号
債務者　西川　千晴（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市田治米町39番地スール・ビエント105号、前住所大阪府岸和田市岡山町1260番地の６
債務者　山下　晃二
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
香川県綾歌郡宇多津町大字東分1932番地１
債務者　髙橋　美希（旧姓寒川）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１１５号
福岡県大牟田市通町２丁目１番地22
債務者　松尾　光恭
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１９号
福岡県大牟田市沖田町438番地６
債務者　古賀　孝徳
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第２０号
福岡県大牟田市沖田町438番地６
債務者　古賀志津子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３８号
長崎県大村市片町181番地２　松尾貸家、前住所長崎県大村市植松１丁目210番地１シャトレー成仁203
債務者　野中由美子
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
長崎県大村市片町181番地２　松尾貸家、前住所長崎県大村市植松１丁目210番地１シャトレー成仁203
債務者　野中　広之
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
長崎県大村市富の原２丁目283番地７、前住所佐賀県佐賀郡川副町大字西古賀294番地11
債務者　髙木由美子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
熊本市南区八分字町2215番地　モダニティ八分字Ｂ―202
債務者　永木　友紀
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３５号
熊本市中央区渡鹿６丁目14番67号　コーポ・フレッシュ102号
債務者　石橋　義幸
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３７号
熊本市南区砂原町440番地１
債務者　林田クニエ
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４２号
熊本市北区下硯川町2120―１　ひらき荘２階Ａ３号室、住民票上の住所熊本市北区下硯川２丁目１番54号　サカタハイツ105
債務者　有川　弥生
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
兵庫県川西市小戸２丁目５番15―601号、前住所兵庫県川西市多田桜木１丁目７番３―307号
債務者　角藤　典子
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第３５号
山口県宇部市大字東岐波1087番地　東岐波県営住宅11棟202号
債務者　牧野　賢次
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１２０号
兵庫県三木市志染町広野８丁目52番地
債務者　星和工業こと星村忠博こと　李　　忠博
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７０号
兵庫県三木市志染町西自由が丘２丁目371番地の15　401号、従前の住所神戸市長田区房王寺町７丁目１番７―301号
債務者　中越　美加
1　決定年月日時　平成25年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部